＜使用開始日＞
2013年9月11日

野村世界好分散投信

追加型投信　内外　資産複合

【投資信託説明書（交付目論見書）】

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産(注)	年6回（隔月）	ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ（日本を含む）	ﾌｧﾝﾄﾞ・ｵﾌﾞ・ﾌｧﾝｽﾞ	なし

（注）（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））
＊ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧頂けます。

＜委託会社＞ **野村アセットマネジメント株式会社** ［ファンドの運用の指図を行なう者］
■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号　■設立年月日：昭和34年（1959年）12月1日
■資本金：171億円（平成25年3月末現在）　■運用する投資信託財産の合計純資産総額：17兆1105億円（平成25年2月28日現在）
＜受託会社＞ **野村信託銀行株式会社** ［ファンドの財産の保管および管理を行なう者］

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
この目論見書により行なう野村世界好分散投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年5月10日に関東財務局長に提出しており、平成25年5月11日にその効力が生じております。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先　野村アセットマネジメント株式会社
★サポートダイヤル★　0120−753104
〈受付時間〉営業日の午前9時～午後5時
★ホームページ★
http://www.nomura-am.co.jp/
★携帯サイト★（基準価額等）
http://www.nomura-am.co.jp/mobile/

野村世界好分散投信
信託終了（繰上償還）について

「野村世界好分散投信」（以下「当ファンド」といいます。）につきましては、下記の通り信託を終了（繰上償還）することについて、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施する予定です。

記

当ファンドにつきましては、投資信託約款において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が50億口を下回った場合には、書面決議の成立をもって、受託者と合意のうえ、信託を終了（繰上償還）させることができると規定しています。
当ファンドの受益権の口数は50億口を下回る状態にあるため、当ファンドの投資信託約款に基づきまして、信託を終了（繰上償還）することについて書面決議の手続きをとることといたしました。
可決となった場合、当ファンドは平成25年12月20日に信託終了（繰上償還）いたします。
否決となった場合、当ファンドは信託を終了（繰上償還）しません。

なお、平成25年9月11日以降のお申込みにより取得された受益権および平成25年9月10日以前のお申込みにより換金された受益権については、書面決議における議決権はございません。

また、書面決議の結果、平成25年12月20日に信託終了（繰上償還）する場合、平成25年11月8日以降の取得のお申込み分より、受付けを中止いたします。

野村アセットマネジメント株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

インカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指して運用を行ないます。

ファンドの特色

■主要投資対象

世界の株式※1および世界の債券※2を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

※1　日本および新興国の企業の発行する株式を含みます。
※2　国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債（ハイ・イールド債）および新興国の政府、政府機関、もしくは企業が現地通貨建てで発行する債券（新興国現地通貨建て債券）を含みます。

■投資方針

●世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券※および世界の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資し、インカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指して運用を行ないます。
※世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券については、配当利回りに着目した運用を行なうものを基本とします。

◆投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

◆投資する投資信託証券で、世界の株式に実質的に投資する投資信託証券および世界の債券に実質的に投資する投資信託証券については、実質的な外貨建資産については為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。

●野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（NFR&T）に、運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&Tが優れていると判断した指定投資信託証券※の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。
※指定投資信託証券とは、後述の追加的記載事項に記載する投資信託証券を指します。

委託する範囲	投資信託証券の運用（指定投資信託証券の見直しを含む。）
委 託 先 名 称	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
委託先所在地	東京都　中央区

◆指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して、適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券等が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

●投資対象資産※毎の投資信託証券への配分比率は下記の通りとすることを基本とします。

※ファンドでは、株式、債券を指します。

・ 世界の株式を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね50%程度

・ 世界の債券を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね50%程度

◆投資対象資産毎に投資信託証券への配分を行なう際には、中長期的な観点から、より細かい資産クラス・種別への分類を行ない、各資産クラス・種別への配分比率（参考配分比率）を決定し、それを意識した運用を行ないます。
ただし、投資信託証券への配分比率や、投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する各資産クラス・種別への配分比率は、参考配分比率から乖離する場合があります。

■投資対象資産の配分比率と参考配分比率■

＜投資対象資産の配分比率＞

＜参考配分比率＞

資産クラス・種別	比率
高格付債券※3（豪州債券）	10%程度
米国ハイ・イールド債券	10%程度
欧州ハイ・イールド債券	10%程度
新興国現地通貨建て債券	20%程度

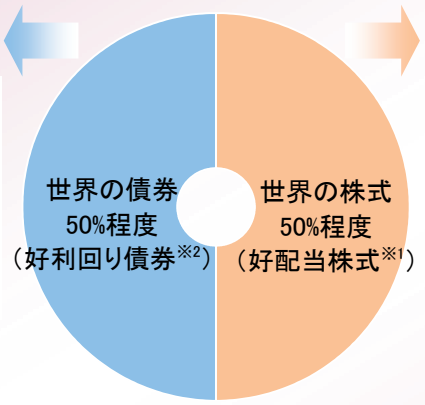

＜参考配分比率＞

資産クラス・種別	比率
好配当株式	50%程度

※1 配当利回りが相対的に高い株式等、配当に着目した投資を行なうことを基本とします。
※2 高格付債券の中でも相対的に利回りが高い債券や、米欧のハイ・イールド債券、新興国現地通貨建て債券などに投資を行ないます。
※3 高格付債券への投資は、当面、豪州ドル建ての債券（豪州債券）とします。

＊資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、中長期的な資産クラス・種別間のリターン・リスク関係、市場構造、新たな資産クラスや種別の登場等を考慮し、当ファンドの中長期的な運用に資するために、見直しを行なう場合があります。

●ファンドは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。

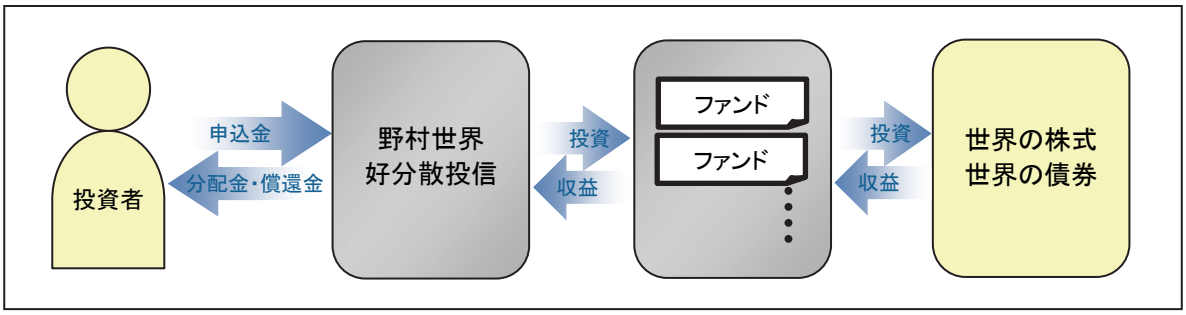

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	直接投資する外貨建資産への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

■分配の方針

原則、毎年2月、4月、6月、8月、10月および12月の20日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
分配金額は、分配対象額の範囲で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。
ただし、毎年4月および10月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■分配金に関する留意点■

●**分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。**

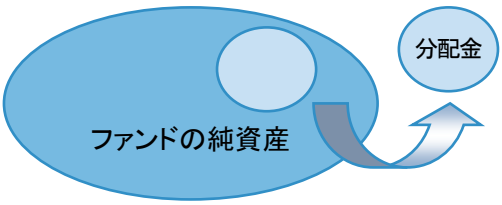

●**ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。**

・**計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。**

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合

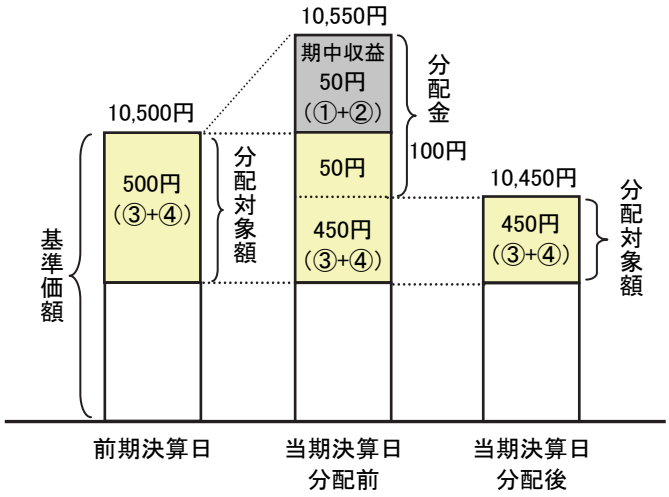

前期決算から基準価額が下落した場合

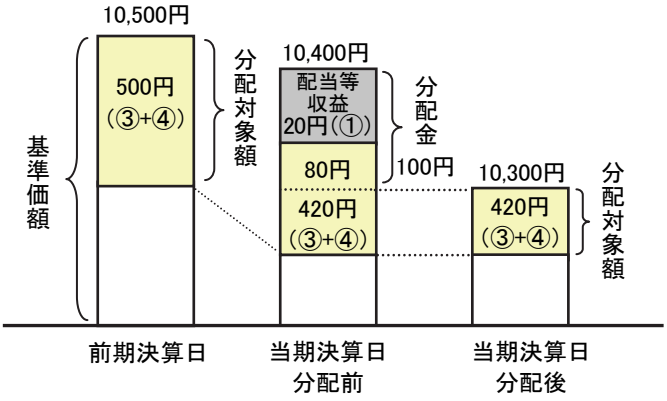

●**投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。**

◇普通分配金 ・・・ 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

◇元本払戻金（特別分配金） ・・・ 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

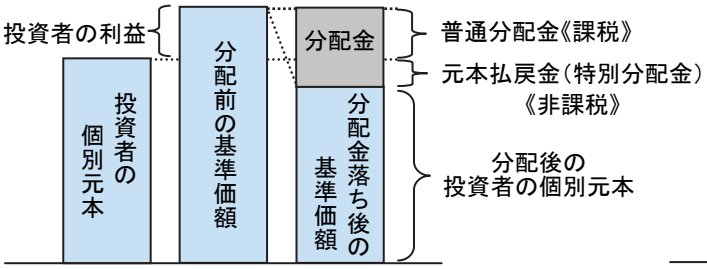

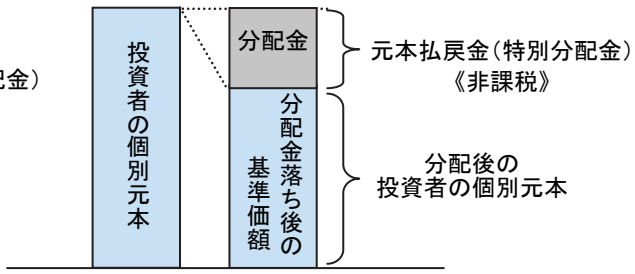

※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。
（注）普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**
したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。 ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。 ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。 ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち外国の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。 特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

＊基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

●投資方針に記載の資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、ファンドの中長期的な運用に資するために、見直しを行なう場合があります。また、将来的に新たな資産クラス・種別を投資対象とする投資信託証券が指定投資信託証券となった場合には、前述の基準価額の変動要因に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。

●ファンドは平成25年12月20日に信託を終了（繰上償還）することとなる場合、当該償還の日までの運用においては、委託会社の判断により、償還を念頭に組入れ資産の資金化を図ってまいります。この結果、主要投資対象への投資比率は低下していきます。
また、信託を終了しないこととなる場合には、少額の運用資産額で運用を継続することが困難なため、当初予定していた商品性を維持することが出来ない場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

運用実績 （2013年3月29日現在）

基準価額・純資産の推移 （日次：設定来）

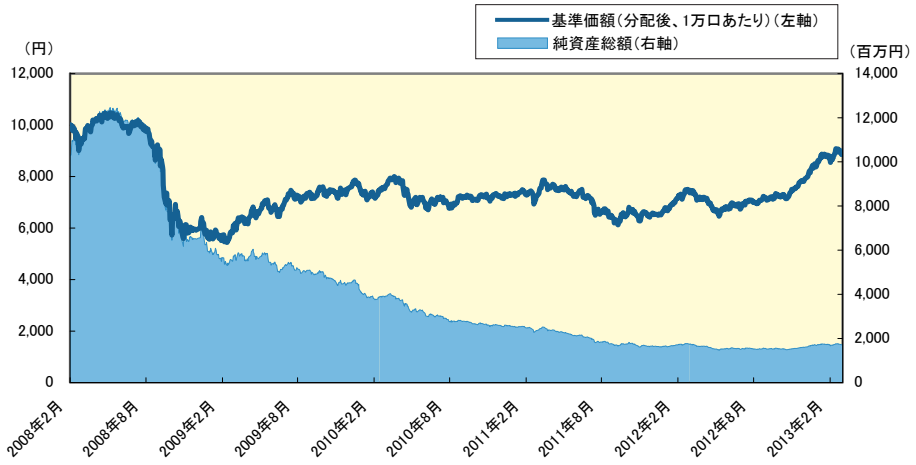

分配の推移 （1万口あたり、課税前）

2013年2月	60 円
2012年12月	60 円
2012年10月	60 円
2012年8月	60 円
2012年6月	60 円
直近1年間累計	360 円
設定来累計	1,820 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	投資比率（%）
1	世界好配当株投信FD（適格機関投資家専用）	33.7
2	BNYメロン・グローバル高配当株式ファンドFD（適格機関投資家専用）	16.5
3	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国現地通貨建債券FD	14.6
4	ノムラ－AMP豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	7.0
5	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFD	6.8
6	MFS インベストメント・ファンズ － 新興国現地通貨建債券ファンド FD	5.0
7	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFD	3.5
8	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）	2.8
9	ノムラ－Meriten ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープンFD（適格機関投資家専用）	2.7
10	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD（適格機関投資家専用）	2.6

年間収益率の推移 （暦年ベース）

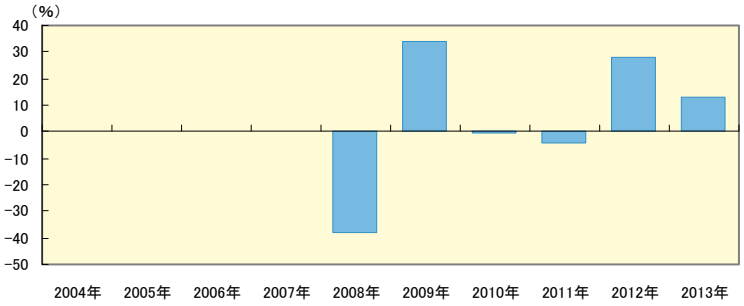

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・ファンドにベンチマークはありません。
・2008年は設定日（2008年2月27日）から年末までの収益率。
・2013年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	購入コース：一般コース（分配金を受取るコース）／購入単位：1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位 購入コース：自動けいぞく投資コース（分配金が再投資されるコース）／購入単位：1万円以上1円単位 （原則、購入後に購入コースの変更はできません。）
購入価額	購入申込日の翌々営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購入代金	原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	購入コース：一般コース／換金単位：1万口単位、1口単位または1円単位 購入コース：自動けいぞく投資コース／換金単位：1円単位または1口単位
換金価額	換金申込日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成25年5月11日から平成25年11月7日まで
換金制限	1日1件10億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、「ニューヨーク証券取引所」の休場日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込ができません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限 （平成20年2月27日設定） 【信託の終了】 ファンドは平成25年12月20日に信託を終了（繰上償還）する予定です。
繰上償還	受益権口数が50億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年2月、4月、6月、8月、10月および12月の20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年6回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）
信託金の限度額	1兆円
公告	原則、http://www.nomura-am.co.jp/に電子公告を掲載します。
運用報告書	2月、8月のファンドの決算時、償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。)
信託財産留保額	換金時に、基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。

ファンドの純資産総額		500億円以下の部分	500億円超の部分
信託報酬率		年0.861%(税抜年0.82%)	
配分(税抜)	委託会社	年0.36%	年0.37%
	販売会社	年0.43%	年0.43%
	受託会社	年0.03%	年0.02%
実質的な負担※		年1.55%±年0.10% 程度 (税込)	

※ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について、NFR&Tが算出したものです。この値は、平成25年5月10日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

【運用の委託先の報酬】
運用の委託先であるNFR&Tが受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年2月および8月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に、以下の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
500億円以下の部分	年0.22%
500億円超の部分	年0.21%

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
・外貨建資産の保管等に要する費用
・ファンドに関する租税、監査費用　　等

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。
●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

＊上記は平成25年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
＊法人の場合は上記とは異なります。
＊税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

●指定投資信託証券について

平成25年5月10日現在、委託会社が知りうる情報等を基に記載した指定投資信託証券の概要です。
以下のファンドには、当ファンドの指定投資信託証券を選択するNFR&Tが投資顧問会社となり、同社が選定した運用会社を副投資顧問会社とする外国籍投資信託が含まれます。

1	ファンド名	世界好配当株投信FD（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク
	実質的な主要投資対象	世界各国の株式
2	ファンド名	BNYメロン・グローバル高配当株式ファンドFD（適格機関投資家専用）
	委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
	実質的な主要投資対象	世界各国の市場において取引されている株式
3	ファンド名	ノムラーAMP豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド
	実質的な主要投資対象	オーストラリアドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）
4	ファンド名	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド
	実質的な主要投資対象（主要取引対象）	豪ドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）、 世界各国通貨の為替予約取引等
5	ファンド名	ノムラーコロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー
	実質的な主要投資対象	米ドル建てのハイ・イールド債券
6	ファンド名	ノムラーMeriten ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープンFD（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	メリティン・インベストメント・マネジメント
	実質的な主要投資対象	ユーロ建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）
7	ファンド名	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
	委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
	実質的な主要投資対象	米ドル建ての高利回り社債
8	ファンド名	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
	委託会社	フィデリティ投信株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー
	実質的な主要投資対象	米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）
9	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国ハイ・イールド・ボンドFD （外国籍投資信託）
	投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
	副投資顧問会社※	Nomura Corporate Research and Asset Management Inc. Loomis, Sayles & Company, L.P.
	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	米ドル建てのハイ・イールド債券

10	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV－欧州ハイ・イールド・ボンドFD （外国籍投資信託）
	投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
	副投資顧問会社※	Threadneedle Asset Management Limited
	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	欧州のハイ・イールド債券
11	ファンド名	MFS インベストメント・ファンズ － 新興国現地通貨建債券ファンド FD （外国籍投資信託）
	投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニー
	受託会社	MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX） S. à r.l.
	主要投資対象	新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等
12	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国現地通貨建債券FD （外国籍投資信託）
	投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
	副投資顧問会社※	Wellington Management Company, LLP
	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券

※副投資顧問会社の情報は、平成25年4月末現在です。

・ 指定投資信託証券には、ファミリーファンド方式※で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。
※ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

●ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

●ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご留意ください。

＜基準価額の算出イメージ図＞

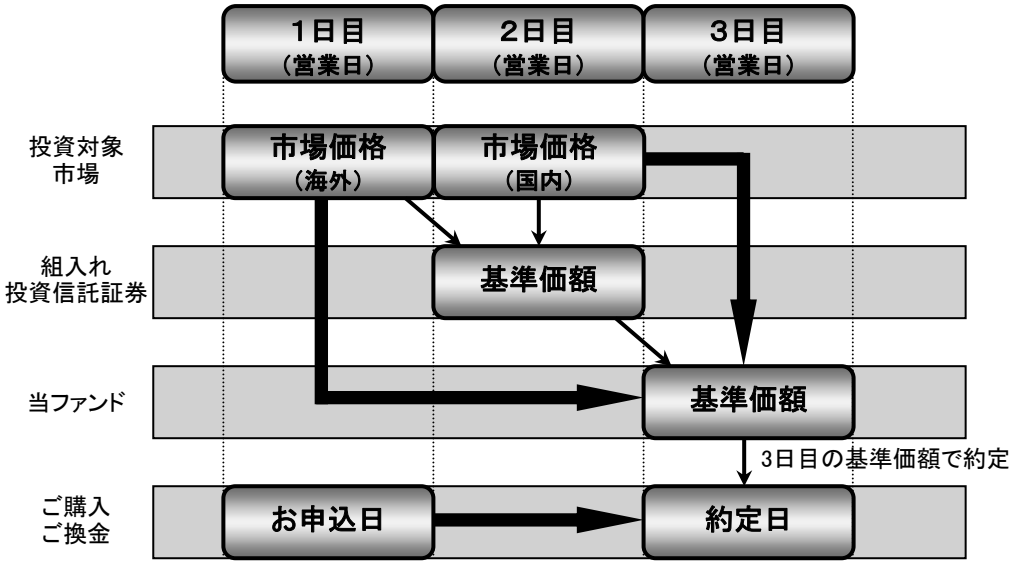

約定日（3日目）の基準価額（約定価額）は、原則として海外市場はお申込日（1日目）、国内市場はお申込日の翌営業日（2日目）の市場価格を反映したもの

MEMO

（当ページは目論見書の内容ではございません。）

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
（このページの記載は目論見書としての情報ではございません。）

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預かりした上で、お受けいたします。
- 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 13 年 5 月
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。
なお、お取引についてのトラブル等は、以下のＡＤＲ（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号　０１２０－６４－５００５（フリーダイヤル）

注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
（このページの記載は目論見書としての情報ではございません。）

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】
ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に世界の株式および債券に実質的に投資する効果を有しますので、市場価格の変動や投資対象となる有価証券の発行会社・発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

「野村世界好分散投信」の購入時手数料について
野村證券株式会社における購入時手数料は、購入申込日の翌々営業日の基準価額に以下の手数料率を乗じた額とします。

（購入時手数料＝購入口数×基準価額×手数料率）

購入口数	手数料率
1 口以上 1 億口未満	3.150%(税抜 3.0%)
1 億口以上 5 億口未満	2.100%(税抜 2.0%)
5 億口以上 10 億口未満	1.050%(税抜 1.0%)
10 億口以上	0.525%(税抜 0.5%)

◆「自動けいぞく投資コース」を選択したご投資家が、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは野村證券窓口にお問い合わせ下さい。

31900121